

豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。17(3)により契約を別けて行うため、「豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託仕様書(一般保育)※1」と「豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託仕様書(病児保育)※2」の、それぞれを参照すること。

※1 一般保育：豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託仕様書(一般保育)による業務をいう。以下同じ

※2 病児保育：豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託仕様書(病児保育)による業務をいう。以下同じ

(3) 委託期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

※ただし、契約締結日から令和7年9月30日までは準備期間とし、管理運営業務を行うのは令和7年10月1日からとする。

(4) 契約上限金額

一般保育金300,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)、病児保育金75,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)それぞれを上限とし、これを超えた提案は無効とする。

※契約は一般保育・病児保育それぞれ単価契約とする。

2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿(物品等)において、大分類「役務の提供等」中分類「その他の業務委託」小分類「その他」の営業種目に登録されていること。

イ 認可保育所の管理運営実績及び病児・病後児保育事業の運営実績がいずれも3年以上あること。(業務委託契約による管理運営も含む。)

ウ 過去3年以内に児童福祉法第46条第3項に規定する改善命令又は、同条第4項に規定する事業停止命令及び社会福祉法第56条第6項に規定する措置命令を受けていないこと。

(2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなさ

れていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 国税、県税及び市税が未納でないこと。

3. 担当部局

〒441-8570

愛知県豊橋市青竹町字八間西50 豊橋市民病院事務局管理課

電話：0532-33-6277

ファックス：0532-33-6177

電子メールアドレス：hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp

4. 参加意向申出の提出要領

本プロポーザルへの参加を希望する者は下記提出書類を提出すること。

(1) 提出書類（コピー不可）

ア. 参加意向申出書（様式1）

イ. 会社概要（様式2）

ウ. 業務実績表（様式3）

エ. 参加資格要件に関する誓約書（様式4）

オ. 誓約書（様式5）

カ. 登記事項証明書等

法人事業者：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

個人事業者：代表者の身元（分）証明書（本籍地の市町村が証明するもの）

キ. 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書、参加意向申出書の提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの）

法人事業者：国税（法人税、消費税及び地方消費税）

県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税）

市税（法人市民税及び軽自動車税）

について、国および申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類（参加意向申出書提出時点において発行できる直近3年度分）

個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類

(2) 提出書類（コピー可）

ア. 業務の契約書等又は認可証等（3）参照

(3) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

「2（1）イ」において示す（企業の本店、支店、営業所等を含む）業務の実績について、業務実績表（様式3）に記載すること。業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務

内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）又は、認可保育所の管理運営実績を確認するため都道府県、政令指定都市、中核市の認可証等の写しを添付すること。

5. 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

「4」において必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

「3 担当部局」と同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 提出期限

令和6年10月11日（金）午後5時必着

6. 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

「3 担当部局」と同じ

(2) 質問期間

令和6年9月24日（火）から令和6年9月30日（月）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式6）により電子メールにて提出すること。提出のうえは必ず電話にて到達確認をすること。

(4) 回答

令和6年10月7日（月）予定

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/>

7. 提案書の提出を要請する者の確認

(1) 提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式7）」により、提案書等の提出について通知する。 ※令和6年10月15日（火）～10月21日（月）発送予定

(2) 非選定理由についての説明の請求

選定されなかった者は、書面により非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 非選定理由の請求先

担当部局と同じ

(4) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内の午前9時から午後5時ま

でとする。

(5) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に行う。

8. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、特記仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- ア. 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。また専門知識を有しない者でも分かりやすい表現を用いて記述すること。
- イ. 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが具体的な設計の内容を表現しないこと。
- ウ. 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。
- エ. 提案書（副本）に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。

9. 提案書の作成要領

提案書の作成にあたっては次に示すとおりとする。

(1) 業務実施体制（様式8による）

(2) 業務実施スケジュール（様式9による）

(3) 提案内容（別紙1「企画提案書記載項目等」に従い作成する）

(4) 財務諸表（直近3事業年度分）

法人事業者：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書

個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類

(5) 「院内保育所見積額計算書（様式10による）」

(6) 見積金額については、「院内保育所見積額計算書（様式10）」に必要事項を入力し提出すること。併せて別紙（様式は問わない）により、様式10に記す一般保育及び病児保育の5年間見積額の算出根拠（時間帯ごと職員配置人員数と単価（円）、その他固定費（管理料等）の単価（円））を示す書類

(7) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

10. 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア. 提案書（正本 1部、副本 10部）

別紙1「企画提案書記載項目等」に従い作成すること。また、正本、副本ともにA4縦長左綴じとし、副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ. 「院内保育所見積額計算書（様式10）」及び「様式10に記す一般保育及び病児保育の5年間見積額の算出根拠（時間帯ごと職員配置人員数と単価（円）、その他固定費（管理料等）の単価（円））を示す書類」（1部）

提出された院内保育所見積額計算書（様式10）は、評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額を確定するうえの根拠となるものではない。

(2) 提出先

「3 担当部局」と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出期限

令和6年11月8日（金）午後5時必着 提出期限後に到着した提案書は無効とする。

11. 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。ただし、豊橋市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

12. 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問しようとする者は、質問書（様式6）に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

(2) 質問の受付場所

「3 担当部局」と同じ

(3) 質問の受付期間

令和6年10月22日（火）から令和6年10月28日（月）午後5時まで

(4) 回答 令和6年11月1日（金）予定

電子メールにより回答するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

※仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については提案書等の提出前に必ず確認を行うこと。

13. 現地視察会の開催

本プロポーザルに係る現地視察会を次のとおり開催するので、参加希望者は「3 担当部局」に電話にて連絡すること。

※参加・不参加による評価の影響はない。

※当日の質問は受け付けない。

(1) 開催日時

令和6年10月22日（火）から令和6年10月25日（金）予定
視察時間30分（日時は調整のうえ、担当部局から指定。）

(2) 集合場所

「3 担当部局」と同じ

(3) 参加人数

2名以内

14. 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和6年11月18日（月）から令和6年11月29日（金）のいずれかの日
時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

なお、出席者は3名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は一者あたり30分程度（説明20分以内、質疑10分程度）を予定している。

(2) 評価基準

別紙2「評価基準」による。

(3) 契約候補者の特定

ア. 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ. 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ. 評価委員会各委員の持ち点（250点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ. 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

15. 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書（様式11）」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後にこれを閲覧させること及び3の担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由の請求先

担当部局と同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に行う。

16. 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 見積金額が契約上限金額を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

17. 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。

(2) 契約候補者が契約締結までに「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

(3) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し確定するものとする。なお、契約にあたっては、一般保育業務と病児保育業務はそれぞれ別契約とし、勤務実績に応じて支払う単価契約とする。

18. その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式12）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更若しくは追加資料の提出は契約候補者の特定まで原則認めない。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 業務仕様書、提案書作成要領及び豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託評価基準に示すものは主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。
- (8) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

19. スケジュール

	項目	日付
1	募集告示	令和6年9月20日(金)
2	参加表明に係る質問受付	令和6年9月24日(火)～30日(月)
3	参加表明に係る質問回答	令和6年10月7日(月)
4	プロポーザル参加意向 申出書締切	令和6年10月11日(金)
5	提案資格審査 確認結果通知発送	令和6年10月15日(火)～21日(月)
6	現地視察会(希望者)	令和6年10月22日(火)～25日(金)
7	提案に係る質問受付	令和6年10月22日(火)～28日(月)
8	提案に係る質問回答	令和6年11月1日(金)
9	提案書提出期限	令和6年11月8日(金)
10	プレゼンテーション評価	令和6年11月18日(月)～29日(金)のいずれかの日
11	契約優先順位の特 特定(非特定)結果通知	プレゼンテーション評価日と同日
12	特定結果公表、契約締結	令和6年12月13日(金)